

「ともに学ぶキャンパス作り」の 段階を迎えた障害学生支援

旭 洋一郎

(長野大学教授)

一 はじめに

現在、わが国の四年制大学で学ぶ障害のある学生数は約二、〇〇〇名とされる^(注1)。これは全国の四年制大学に在学する全学生の〇・〇七%にすぎない。また、東京と大阪に限るが、養護学校卒業者の内、進学者は東京〇・七%(平成一六年度)^(注2)、大阪〇・二三%(平成一五年度)^(注3)である。受け入れる大学が増えつつあるとはいえ、障害のある者にとって現在の大学はやはり狭き門なのである。

本稿は長野大学における障害学生支援の取組を紹介しながら、障害学生支援のあり方を検討することを目的としている。

長野大学は長野県上田市にあり、産業社会学部と社会福

祉学部からなる全学生数一、七九〇名の私学である。地域貢献と学問の生活化を建学の理念に掲げ、大学創設時より障害のある学生の受け入れについて地道ながら取り組んできた。その歴史は三〇数年になり、ともに学びあう環境作りに努力し、障害者特別入試を実施している大学の一つである。現在、障害のある学生は三二名在学^(注4)している。卒業生の中には行政、実業、教育・研究、マスコミ等の分野で活躍されている方もおられるが、しかしながら、もちろん本学における障害学生支援は未だ試行錯誤の連続である。

二 長野大学と障害学生

教育機関が障害のある学生を受け入れる場合、しばしば繰り返される議論がある。受け入れが先か、環境整備が先

かという議論である。特に本学は丘陵地に立地し、坂道や階段が多いことから環境整備が大きな課題となっていた。どのような過程を経て現在あるのか、簡単に振り返りたい。

(一)「受け入れ」の第一段階

長野大学の障害学生受け入れは本学の草創期からである。大学草創の時期に既に聴覚障害、脳性マヒ等の肢体不自由、視覚障害をもつ学生が在学していた。しかし、当時、在学していたある卒業生は「情報がつかめない、教室のプレートが確認できない、階段が恐いなど不安も多かった」と語っており、施設・設備、講義における情報保障など学習サポートを積極的に行っていたわけではなかったようである。むしろ、当時の教職員は可能な限り支援を行っていたのであるが、大学として一定の組織的な配慮は行わず、その時の環境・設備において学べる障害者を受け入れていたといえるのである。

この時期、消極的ではあったが、本学に学んだ障害学生は一九八〇年以降七六名を数え、現在、民間企業のみならず各界で活躍されている。障害がある学生本人の努力は言うまでもなく、教職員や学生のいわばボランティアな支援で支えられていた時期であった。

(二)改善への取組

本学は長野県下で唯一の社会福祉が学べる大学である。そのため、ほぼ毎年障害のある受験生から入試に関する問

い合わせがあった。受験を拒否することはなかったが、車椅子利用の受験生には不利であった。入学試験制度の見直しの一環として「障害学生のための入学試験制度」を検討する必要が醸成されていた。

一九九九年五月、本学の社会福祉学科は「障害者特別推薦入試検討案」をまとめ、教授会に提案し改善への一歩を示した。この検討案は、階段・段差が多い環境、早急な設備改善が望めない学内状況を踏まえ、「受験生自身による学習環境の適合性の把握及び大学側がどのような対応を必要とするかの見極め」(説明と同意)を条件とした入学試験制度を提案したのであった。

これを受け、学部長の諮問機関として障害者サポート委員会を設け、具体的方策について検討することとなった。障害者サポート委員会は半年にわたり検討し、翌年四月、提言(答申)をまとめ学部長に「今後の長野大学における障害学生サポートと入試制度のあり方」を提出した。これにより長野大学は、平成二二年度から「障害者特別入学試験」を実施し、併行して障害学生支援制度を制度化し、障害学生の受け入れを積極的にすすめる体制をとったのである。

(三)支援体制の整備と障害者特別入試

障害者サポート委員会の提言の骨子は、

- ①現在の本学施設・設備と教育体制についての評価(各障害との対応で)

②上記の不備を改善する方策と、障害者へのサポートのあり方

③障害者に対する受け入れのあり方と入試の方法

④「常設委員会」設置と委員会対応範囲(役割)の検討
 からなり、自立生活運動の発祥の地となったカリフォルニア大学バークレー校の事例やAffirmative Action(差別修正措置)原理を念頭に置き、先駆的な取組を行っている先例をモデルとしながら、「障害のある者の高等教育の機会の拡大をはかり、本学の社会貢献に資する」という基本理念を置き、設備改善、入学試験制度、情報保障、専門委員会の設置について方向を示した。これをもとに本学の「高等教育機関における障害がある学生のインクルージョン」の本格的実施の段階に進むことになったのである。バリアフリー整備の具体的スケジュール、社会福祉実習・教育実習支援、就職支援、下宿(アパート)生活支援などについては十分に触れられていない制約はあるが、本学全体の合意が得られた提言の意義は大きいものがあつた。

三 長野大学の障害学生支援

本学の障害学生支援は、入試にはじまり、講義・演習・実習・定期試験におけるサポート、学生生活、就職(キャリア・サポート)にわたる。

まず入試であるが、本学で行われている障害者特別入試は、障害の状況や学習意欲の確認、本学の学習環境を説明する必要があるという観点から、入試前に受験生に対して大学説明会、授業参加機会の提供、面談を実施している。選考方法は、当初、「対話型AO入試」方式によって行われたが、より客観的な学力評価が必要であるとの認識から、現在は「小論文試験」方式に切り替えられている(他の推薦・一般試験制度における受験も認め、別室受験などの配慮も行っている)^(注5)。

情報保障制度の運営と学生生活サポートについては、障害学生支援委員会が置かれ、学生課が窓口となりハード・ソフト両面から支援を行っている。ノートテイク制度の運営(ノートテイク募集、スケジュール調整)、ノートテイク講習会の開催、教室・トイレ等の学内設備の整備、関係する支援機器整備、サポートルームの管理などである。

講義や定期試験、履修登録などに関するサポートは、教務委員会、教務課を中心に行われ、全教員への配慮事項の伝達も重要な業務である。図書館においても点字ディスプレイを置き、視覚障害のある学生に対応している。

こうした支援は、学生のニーズにもとづくものである。そのために毎月ノートテイク懇談会を開き、利用者・支援者双方のスケジュールの調整を行い、要望や意見を共有する機会を設けている。サポート全般についても年二回の教

職員との懇談会と個別面談を行い、要望や問題点の把握に努めている。

以上の情報保障制度の運営やサポートには障害のない学生の参加・協力が欠かせない。ノートテイクだけではなく、授業資料などの点訳は学生サークルが行っており、学生自治会、長野大学ボランティアセンターも積極的に取り組んでいる。

さらにまたキャンパス外の下宿・アパートでの生活支援については、本学周辺のアパート経営者で組織する「上田下宿組合」の協力がある。下宿組合は、障害のある学生が入居するアパートごとに学生のサポート組織を作るよう働きかけ、通学、買い物等日常のサポートが行われるよう準備している。さらに全てではないが新築のアパートにおいては、本学社会福祉学科の障害者福祉専門ゼミナールに意見を求め、バリアフリーを考慮した設計が行われたことも特筆される。

四 ともに学ぶキャンパス作りの課題

現在、本学には三二名の障害のある学生が学んでいる。一般学生と同様にワンルームの下宿から通学している学生もいれば、バスと電車を乗り継ぎ通学している学生もいる。最近ようやく車の免許を取得し、自動車通学に切り替えた

学生もいる。本学と私鉄の駅の間には点字ブロックと音響装置付き信号が設置され、また下宿組合の協力により、引き戸のドアや段差の解消等が施されたアパートも作られている。ある保護者は「まさかこれほど早く一人暮らしをしながら大学に通えるようになるとは思ってもみなかった」と語った。大学を中心にして少しずつではあるがバリアフリーに向け地域も変わりつつある。

本学が障害者特別入試を実施し四年が経過した。この間、学内設備のバリアフリー化を進め、エレベーターの増設、点字ブロック設置、主要出入口の自動ドア化、さらにはノートテイク制度の充実等を行ってきた。これはとにかく障害があってもそれを学習上のバリアーにはしないと理念で行われてきた。しかし、障害学生との懇談会やアンケートでの声はまだまだ課題が突きつけられており、今後の支援のあり方に向けて検討を要する。

当初、本学の障害学生の受け入れの基本姿勢は、受験する側に「大学の現状の理解」をもとめ、その上でともに環境を整えていくというものであり、「受け入れが先か、環境整備が先か」という議論の回答にはなつたが、一定の整備がなされてきた現在では、具体的な対応を考える指針には不足するものとなっている。そしてさらに早急に検討しなければならぬいくつかの課題もある。

障害者特別入試によって入学した学生を含め、現在、障

害学生の中にもインターンシップや教育実習、社会福祉実習を受講する学生が増え、学外で学ぶ機会も多くなっている。もとより大学教育は近隣地域との様々な連携をもって展開されるが、障害学生のインターンシップや実習にはより緊密な事前・事後の連絡・連携が必要である。社会福祉施設実習に限れば、受け入れ先の選定から困難があり、大学と実習先との認識の違いをどのように埋めるかが課題となっている。むしろ、この「障害学生の社会福祉施設実習」は別稿を起さなければならぬ重要なテーマであり、当事者参加の理念をどのように社会福祉現場が受け止めるのか問うことになるが、教育機関のみで解決ははかれない課題である。

また関連してキャリア・サポートにおいても障害のある学生に適した情報が少ないとの指摘が学生から寄せられ、県内外の専門機関との連携は必須である。

本学では「情報保障技術Ⅰ～Ⅲ」（手話、ノートテイク、点字）、「ボランテニア活動」などを開講し、サポートの担い手を側面的に支える体制を作っているが、そのメディアの広がりに対し、「心のバリアー」をいかに解くかがやはり問われている。これは障害のある学生自身の課題でもあり、私見ではあるが、ピア・カウンセリング、ピア・サポートの手法を取り入れ、自分の障害と正面から向き合う力量を涵養することも必要であろう。自立生活をしている障

害当事者を講師とした教育プログラムが必要となる。

今後多様な障害がある学生が入学してくるはずである。一つの大学ではもちろん限界はあるが、当該大学の教育理念に合致した学ぶ能力と自立する意欲が十分に認められるならば「門」は開くべきであり、本学も努力していきたい。それは大学が持つ社会的使命を果たすのみならず、Universityの原義とは本来そのようなものではなかったろうか。新たな文化的、社会的創造を担う人材を育成する大学教育の理念からも要請されている課題であるはずである。

〔注1〕全国障害学生支援センター編集発行「大学案内二〇〇一障害者版」二〇〇〇年一月

〔注2〕東京都教育庁総務部教育情報課「平成一六年度 東京都公立学校一覽」

〔注3〕大阪府企画調整部統計課事業所「大阪の学校統計（平成一五年度確報）」

〔注4〕平成一六年度在学している障害学生は次の通りである。産業社会学部・聴覚障害四名、視覚障害一名、肢体不自由一名／社会福祉学部・聴覚障害九名、視覚障害四名、肢体不自由一名、内部障害一名／合計三二名である。

〔注5〕Affirmative Action（差別修正措置）原理にもとづく障害者特別入試については賛否両論がある。究極的にはそのような対応を必要としない状況になることが理想であるが、わが国の現状では選択肢としての意義はあると思われる。検討すべき課題ではある。